

高松市監査委員告示第5号

財政援助団体監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年2月20日

高松市監査委員	吉田正己
同	山下稔
同	波多等
同	森谷忠造

財政援助団体監査結果に基づく措置通知について

第1 財政援助団体監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象団体	高松市環境美化都市推進会議	
措置通知日	平成23年11月30日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	適正な歳出管理票を作成すべきもの 環境美化推進運動功労表彰者への賞状額購入代、表彰式次第用上質紙代および環境美化推進運動功労者表彰状印刷代の歳出管理票は、歳出管理票に記載された請求日と添付している請求書の日付が異なっているので、今後は、適正な歳出管理票を作成されたい。	高松市環境美化都市推進会議の適正な歳出管理票を作成すべきものについては、平成23年度から、適正に事務処理をするように改めた。
	適正な領収書を受領すべきもの 環境美化啓発物品「携帯用ゴミ袋」作製代（第2回）の歳出管理票には、	高松市環境美化都市推進会議の適正な領収書を受領すべきものについ

領収日の記載がない領収書を補筆させることなく受け取り、添付しているので、今後は、適正な領収書を受領されたい。

ては、平成23年度から、適正な領収書を受領するように改めた。